

自動車税環境性能割 県税

軽自動車税環境性能割 市町村税

納める人

自動車（特殊自動車、二輪車を除く）を取得された方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

自動車の登録（届出）をするときに、申告書の提出と併せて納めます。軽自動車税環境性能割は当分の間、市町村に代わって県が賦課徴収します。

納める額の計算方法

主な自家用乗用車（登録車・軽自動車）の税額は、通常の取得価額に次の税率をかけた額です。

区分	税率	
	登録車	軽自動車
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車		
ガソリン車・平成30年排出ガス基準未達成車 LPG車・ハイブリッド車・ディーゼル車	非課税	非課税
平成30年排出ガス基準未達成車または平成21年排出ガス基準未達成車	1%	1%
令和12年度燃費基準85%達成車		
令和12年度燃費基準80%達成車	2%	1%
令和12年度燃費基準70%達成車		
上記以外または令和2年度燃費基準未達成車	3%	2%

* ディーゼル車は平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準適合車

○取得価額には、付加物であるオプション（カーナビ・オーディオなど）の価額も含まれます。

○取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

○令和2年度燃費基準は平成32年度燃費基準と同じです。

ドライバーの便利ダイヤル

制度や手続に関するお問合せ

●自動車税種別割についてのお問合せ

自動車税
コールセンター 0570-012-229
24時間365日ご質問にお答えします。
※メンテナンス日を除く

埼玉県 自動車税チャットボット 検索

埼玉県 税額
自動車税
事務所 納税相談・延滞金の計算・収納連絡について

納税通知書・送付先・税額について 048-658-0226
税金の還付について 048-658-0225
納税証明書の発行について 048-658-0224
減免について 048-658-0227
納税相談・延滞金の計算・収納連絡について 048-641-2222

**令和6年度版
マイカーと税金**

令和6年度の自動車税種別割の納期限は
5/31 金です
忘れずに納めましょう!

正しく納めて
のじやない!
かる税金

タックスくん カー博士

マイカーと税金

自動車税種別割 P1
自動車重量税 P1
自動車税環境性能割・
軽自動車税環境性能割 P2
グリーン化税制 P3
エコカー減税 P3
障害者のための減免制度 P4
自動車税種別割の納付方法 P4
登録手続を忘れずに! P5
自動車税種別割についてのQ&A P6
ドライバーの便利ダイヤル

自動車税種別割 県税

納める人

自動車（軽自動車などを除く）をお持ちの方は、5月に送付される納税通知書により納めます。

納める時期・方法

4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送付される納税通知書によりP4記載の方法により納めます。

納める額

主な自家用自動車の年税額は次のとおりです（P3をご参照ください）。

区分	乗用車		トラック（最大乗車定員4人未満）	
	年税額	年税額	年税額	年税額
令和6年9月30日以前に初回登録 以後に初回登録 登録を受けたもの	11以下	11,000円	14,000円	11,500円
1t超 2t以下	21超	21,000円	16,000円	20,500円
3t超 4t以下	31超	25,500円		
4t超 5t以下	41超	25,500円		
総排気量				
1t以下	1t以下	13,200円	14,300円	14,300円
1.5t超 2t以下	1.5t超 2t以下	16,000円	16,000円	16,000円
2.5t超 3t以下	2.5t超 3t以下	16,000円	16,700円	16,700円
3t超 3.5t以下	3t超 3.5t以下	16,000円	17,800円	17,800円
3.5t超 4t以下	3.5t超 4t以下	16,000円	19,500円	19,500円
4t超 4.5t以下	4t超 4.5t以下	16,000円		
4.5t超 6t以下	4.5t超 6t以下	16,000円		
6t超	6t超	111,000円	110,000円	110,000円

こんなときは、税額が月割になります

新車または中古車を新規登録したときは、下の計算式の額を登録のときに納めます。

年税額 × 新規登録した月の翌月から3月までの月数 12

4月1日以降に廃車したときは、既に納めた税額から、下の計算式の額をお返しします。

年税額 — 年税額 × 4月から廃車した月までの月数 12

自動車重量税 国税

自動車を新規に購入・登録するとき、車検を受けるときなどに納めます。

主な自家用乗用自動車の税率は次のとおりです（P3をご参考ください）。

- 車検期間が3年………車両重量0.5tごとに 12,300円
- 車検期間が2年………車両重量0.5tごとに 8,200円
- 車検期間が1年………車両重量0.5tごとに 4,100円

